

## 議案第41号

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(住居手当) 第8条 住居手当は、 <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長が定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）</u> に対して支給する。	(住居手当) 第8条 住居手当は、 <u>次の各号のいずれかに該当する職員</u> に対して支給する。  (1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長が定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）</u> (2) <u>自らの所有に係る住宅（市長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員（市長が定める職員を除く。）</u>

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間は、この条例による改正前のさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条第2号の規定により平成26年3月に係る住居手当を支給される職員で同月1日から引き続き当該住居手当の支給に係る住宅に自ら居住しているもの（市長が定めるこれに準ずる職員を含む。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。